

○尼崎市浄化槽規則

昭和60年10月21日

規則第47号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年厚生省・建設省令第1号。以下「省令」という。）及び尼崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年尼崎市条例第39号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平12規則9・平12規則67・平27規則17・一部改正)

(浄化槽の設置の届出)

第2条 省令第3条第1項に規定する届出書には、同条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる図面を添付しなければならない。

- (1) 建築物及び浄化槽の位置並びに排水設備を明示する図面
- (2) 建築物の平面図

(平12規則67・一部改正)

(浄化槽管理者の氏名の変更等の届出)

第3条 浄化槽管理者は、その氏名若しくは住所（法人にあっては、その名称若しくは主たる事務所の所在地又はその代表者の氏名）を変更したとき又はその管理に係る浄化槽が設置されている建築物の規模若しくは用途を変更しようとするときは、浄化槽変更届出書を市長に提出しなければならない。ただし、当該建築物に関し、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事の確認を申請すべきとき又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定により建築主事に通知すべきときは、この限りでない。

(平12規則9・平18規則2・平27規則17・一部改正、令2規則33・旧第4条繰上・一部改正)

(浄化槽清掃業の許可申請等)

第4条 法第35条第4項の規定による同条第1項の許可の通知は、浄化槽清掃業許可証を交付することにより行うものとする。

2 法第37条又は法第38条の規定による届出は、浄化槽清掃業許可申請事項変更等届出書により行わなければならない。

(令2規則33・旧第5条繰上・一部改正)

(浄化槽保守点検業者の登録申請書の添付書類)

第5条 条例第4条の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請者が法人である場合は、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 申請者が個人である場合は、その住民票の写し又はこれに代わるべき書類
- (3) 申請者が条例第6条第1項第1号から第7号まで及び第9号に該当しないことを誓約する書面
- (4) 営業所の概要を示す図面及び営業所付近の見取図
- (5) 営業所に置く浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し
- (6) 条例第10条第2項に規定する器具の明細を記載した書面
- (7) 市長の許可を受けた浄化槽清掃業者と業務に関する提携がなされていること又はなされることが確実であることを証する書面(申請者が市長の許可を受けた浄化槽清掃業者である場合その他市長がやむを得ない事情があると認める場合を除く。)
- (8) 事業計画書
- (9) 浄化槽の保守点検に関する契約書の様式
- (10) その他市長が必要と認める書類

(平17規則1・平27規則17・一部改正、令2規則33・旧第7条繰上・一部改正)

(登録の通知)

第6条 条例第5条第2項の規定による通知は、浄化槽保守点検業者登録証を交付することにより行うものとする。

(令2規則33・旧第9条繰上・一部改正)

(登録申請事項の変更等の届出)

第7条 条例第7条第1項又は条例第8条の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した浄化槽保守点検業者登録申請事項変更等届出書に市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名)
- (2) 届け出ようとする内容
- (3) その他市長が必要と認める事項

(平27規則17・一部改正、令2規則33・旧第10条繰上・一部改正)

(本市の区域以外において営業所を設置すべき地域)

第8条 条例第10条第1項の規則で定める地域は、兵庫県の区域の一部で本市の区域内の浄化槽の保守点検を速やかに行うことができる地域として主管局長が定める地域とする。

(平27規則17・一部改正、令2規則33・旧第11条繰上)

(営業所に備えなければならない器具)

第9条 条例第10条第2項の規則で定める器具は、別表のとおりとする。

(平27規則17・一部改正、令2規則33・旧第12条繰上)

(講習の受講)

第10条 浄化槽保守点検業者は、市長が別に指定する者が実施する浄化槽の保守点検の業務に関する講習について、条例第3条第2項に規定する登録の有効期間ごとに1回以上、その浄化槽管理士にこれを受けさせ、又は浄化槽管理士として自らこれを受けなければならない。

(令2規則33・追加)

(標識)

第11条 条例第12条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 浄化槽保守点検業者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- (2) 登録番号及び登録年月日
- (3) 浄化槽管理士の氏名及び浄化槽管理士免状の交付番号

(平27規則17・一部改正、令2規則33・旧第13条繰上・一部改正)

(帳簿の備付け等)

第12条 条例第13条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 浄化槽の設置場所及び浄化槽管理者の氏名（法人にあつては、その名称）
- (2) 浄化槽の名称、処理能力及び処理方式
- (3) 保守点検年月日
- (4) 保守点検を行った浄化槽管理士名
- (5) 保守点検の内容

2 条例第13条の規定により浄化槽保守点検業者が備えなければならない帳簿は、これを1年ごとに閉鎖し、閉鎖後3年間営業所に保存しておかななければならない。

(平27規則17・一部改正、令2規則33・旧第14条繰上・一部改正)

(施行の細目)

第13条 この規則に定めるもののほか、法、省令及びこの規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

(令2規則33・旧第16条繰上・一部改正)

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条から第15条までの規定は、昭和60年11月1日から施行する。

(し尿浄化槽取扱規則の廃止)

- 2 し尿浄化槽取扱規則(昭和30年尼崎市規則第25号)は、廃止する。

(尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正)

- 3 尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(昭和47年尼崎市規則第67号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則(平成12年3月27日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に従前の様式により作成されている帳票については、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

付 則(平成12年12月26日規則第67号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

付 則(平成17年3月4日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に交付された不動産登記法(平成16年法律第123号)による改正前の不動産登記法(以下「改正前の不動産登記法」という。)第21条第1項に規定する登記簿の謄本若しくは抄本又は不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第124号)第52条の規定による改正前の商業登記法(以下「改正前の商業登記法」という。)第11条第1項に規定する登記簿の謄本若しくは抄本は、この規則による改正後の規則の規定の適用については、これらを登記事項証明書とみなす。不動産登記法附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の不動産登記

法第21条第1項に規定する登記簿の謄本若しくは抄本又は不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第53条第5項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の商業登記法第11条第1項に規定する登記簿の謄本若しくは抄本も、同様とする。

- 3 この規則の施行の際従前の様式により作成された用紙については、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

付 則（平成18年1月27日規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年2月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に従前の様式により作成されている帳票については、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

付 則（平成24年3月30日規則第26号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に従前の様式により作成されている帳票については、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

付 則（平成27年3月31日規則第17号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に従前の様式により作成されている帳票については、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

付 則（令和2年3月31日規則第33号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表

温度計
透視度計
水素イオン濃度指数測定器具
溶存酸素濃度測定器具

汚泥沈でん試験器具
塩素イオン濃度測定器具
残留塩素測定器具
亜硝酸性窒素測定器具
スカム及び汚泥厚測定器具
水準器